

令和7年度公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会開催要項

【大田原コース】

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、ジュニア・ユース期のスポーツ指導において、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ、学校運動部活動等の地域スポーツの場で活躍できる人材(資質能力を備えた指導者)を育成することを目的に開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会 日本スポーツ少年団
公益財団法人栃木県スポーツ協会 栃木県スポーツ少年団

3. 主管

NPO 法人大田原市スポーツ協会 大田原市スポーツ少年団

4. カリキュラム

19時間以上(自宅学習：9.1時間以上、オンライン学習：6.4時間、集合学習：3.5時間以上)
共通科目(スタート)+スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目

5. 会場・期日

コース名	大田原コース
申込期日	令和7年5月26日(月)～6月6日(金) *平日8:30～17:15
講義・検定試験 (オンライン)	令和7年6月28日(土) ～ 令和7年7月24日(木)
集合学習開催日	令和7年8月3日(日)
会場	栃木県立県北体育館 研修室
定員	50名(*申込み多数の場合は抽選) 大田原市スポーツ少年団関係者 30名 那須塩原市・那須町スポーツ少年団関係者 20名

※上記「講義・検定試験(オンライン)」期間内に、JSP0が用意するeラーニングサービス「スマートスタディ」において受講・受検する。

※指導者マイページやスマートスタディの利用方法等は、以下「学習の手引き」を参照すること。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/syonendan/mypage_ss_manual.pdf

※スマートスタディにおいて講義動画を視聴終了し、検定試験を合格(正答率6割)した受講者に対し、集合学習への参加を認める。

7. 集合学習の日程(予定)

時 間	内 容
9 : 00	ガイダンス 【10分】
9 : 10	講義総括 【90分】
10 : 50	グループワーク 【120分】
12 : 50	ガイダンス 【10分】
13 : 00	終了

8. 受講条件

- ・令和7年4月1日現在、満18歳以上の者
- ・JSP0が開設している無料のインターネットサービス「指導者マイページ」から申し込みができる者

9. 教材

- ・スタートコーチ共通科目テキスト(Reference Book)
- ・スタートコーチ(ジュニア・ユース)専門科目テキスト

※Reference Book 及び専門科目テキストは各1部で1セットとし、定価は2,200円(税込)。

10. 受講にかかる負担経費

スマートスタディ利用料1,100円 + 教材代2,200円 + 参加料2,700円 = 6,000円(税込)

- ・受講料(6,000円)は集合学習開催日(8/3)に現金で支払うこと。
- ・受講決定者に対し、受講決定通知書をメールで送付する。当日の出欠に関わらず、受講決定書通知後は受講料6,000円が生じる。集合学習開催日に欠席した場合は、後日請求書を送付するので、期日までに指定口座に納入すること。
- ・受講決定者に対し、テキストを送付する。(レターパック)

11. 申込

申込方法 : ①申込期日内に、大田原市スポーツ協会(栃木県立県北体育館内)へ別紙申込書を提出する。

※電話、FAX、郵送、メールによる申し込みはできません。

②受講決定通知後に、指導者マイページから申込を完了させること。

※受講決定通知書に記載されている「認証パスワード」を入力する必要があります。

※指導者マイページの利用方法は、<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html> 参照すること。

※受講申込から資格取得までの流れは以下を参照すること。

https://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/jyukoukarakoushinmade_HP.pdf

12. 受講決定

- ・栃木県スポーツ少年団及びJSP0において申込内容を確認・承認のうえ受講者を決定する。
- ・申込期日後に受講者を決定し(抽選の場合あり)、申込書に記載されたメールアドレスへ受講決定通知書を送付する。

13. 講習会修了・資格認定

- (1) 栃木県スポーツ少年団及び JSP0 において審査を行い、合格した受講者を「公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会修了者」として認める。講習会修了者は、受講翌年度7月下旬以降に JSP0 から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続き(登録料の納入)を行うことで資格が認定される。

※【審査について】

受講態度が著しく悪い、「公認スポーツ指導者育成基本方針」「公認スポーツ指導者育成の3つの方針(3ポリシー)と到達水準」「ジュニア・ユーススポーツの理念」に反する発言が見受けられるといった場合は不合格とする場合がある。

※【スポーツ少年団登録について】

受講翌年度4月(上記資格登録手続きの完了前)に、「前年度の JSP0 公認スポーツ指導者資格(スタートコーチ(ジュニア・ユース)含む)養成講習会を受講し、修了した者」としてスポーツ少年団に「指導者」登録する場合、受講修了した講習会の受講番号が必要となる。指導者マイページにログインの上、トップページの「講習会申込履歴」に記載の受講番号を確認のこと。

- (2) 上記資格登録手続きを完了した者を JSP0 公認スタートコーチ(ジュニア・ユース)として認定し、「認定証」及び「登録証」を交付する。

➤登録手続き・送付物の詳細は、JSP0 のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid230.html>

- (3) 資格登録料は4年間で10,000円(初回登録時のみ13,300円)とする。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、3,300円(初期登録手数料)のみを追加登録料として支払う。

➤登録料の詳細は、JSP0 のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid232.html>

- (4) 登録による資格の有効期間は4年間とし、本資格を更新しようとする者は、資格有効期限の6カ月前までに、JSP0 の定める更新研修を受けなければならない。ただし、既に公認スポーツ指導者資格を有する者については、既所有資格の有効期限となる。

➤更新研修の詳細は、JSP0 のホームページを参照すること。

<https://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid233.html>

14. 個人情報の取扱い

- (1) 本講習会実施に際し取得した個人情報は、主催者及び主管団体が本講習会の案内、資料の送付、受講者名簿の作成、指導者管理システムでの管理を目的に使用し、法令などにより開示を求められた場合を除き、受講者の同意なしに第三者に開示・提供しない。
- (2) 活動の様子は、主催者及び主管団体を通じた公開、関係機関・団体及び報道機関等による新聞・雑誌及び関連ホームページや SNS 等への掲載、次回事業実施の案内への掲載等で公表することがある。
- (3) 関係機関・団体又はこれらに認められた報道機関等によって撮影された写真、映像が新聞・雑誌・報告書及び関連ホームページや SNS に掲載されることがある。

15. 留意事項

- (1) スタートコーチ(ジュニア・ユース)養成講習会の受講有効期間は 1 年間とする。一部カリキュラムの受講を完了された場合でも、翌年度以降にその受講実績を持ち越すことはできない。
- (2) 本講習会や資格の登録手続きに関するお知らせについては、指導者マイページに登録されている E-mail アドレス宛てに行うことがある。そのため、指導者マイページに登録しているアドレスを常に最新なものとなるよう設定すること。また、必ず「@my.japan-sports.or.jp」のドメインから送信されるメールを受信できるよう受信許可設定を確認すること。
- (3) 受講者の都合(迷惑メールブロック等による各種お知らせメールの不着を起因とした欠席を含む)により養成講習会を受講できなかったために生じた受講者の損害については、主催者及び主管団体はその責任を負わないものとする。
- (4) e ラーニングシステム「スマートスタディ」の利用にあたっては、自己の責任において必要なパソコン、通信機器、通信回線その他の設備を準備し、管理するものとする。また、受講に伴って発生する通信回線の利用料金等は自己負担とする。さらに、使用する機器は、最新のコンピュータウィルス対策等がなされている機器を使用するものとし、主催者及び主管団体は、コンピュータウィルスや第三者の妨害等行為による不可抗力によって生じた損害等の一切の責任を負わないこととする。
- (5) 天災地変や伝染病の流行、会場・輸送等の機関のサービスの停止、官公庁の指示等の JSPO 及び主管団体が管理できない事由により、講習内容の一部変更及び中止のために生じた受講者の損害については、主催者及び主管団体はその責任を負わないものとする。
- (6) 受講者としてふさわしくない行為(JSPO 登録者等処分規程等において違反行為と規定された行為)があったと認められたときは、JSPO または加盟団体等において審査し、受講資格の取消しないしは停止、受講済科目の一部ないしは全部の取消し、資格登録権利の停止等の処分を行う場合がある。なお、処分内容については、JSPO 登録者等処分規程等の関連規程に照らし合わせるとともに、受講状況等に応じて検討する。また、JSPO または加盟団体等が受講者としてふさわしくない行為に関する事実調査を開始して以降、処分内容が確定するまでの間、当該受講者からの「受講辞退」申請は受理しない。
- (7) JSPO 登録者等処分規程に基づく処分を受けた者にあつては、申込当該年度の 4 月 1 日時点で当該処分に対する所定の再教育プログラムを修了し、資格等が回復していること。
- (8) 講習会の欠席・遅刻・早退があつた場合、講習会を修了したことはないので注意すること。
- (9) JSPO 有資格者等が本養成講習会を受講する際の受講科目やグループワークの免除は行わない。
- (10) 持参物：テキスト(2冊)・筆記用具・室内履・その他各自に必要なもの。

16. 本講習会に係る問い合わせ

NPO 法人大田原市スポーツ協会事務局 (栃木県立県北体育館内)

平日 8:30~17:15 TEL: 0287-22-8018

※当日の受講欠席の連絡先 開催日 8:00~12:00 TEL: 0287-22-8018